

かわさき国際友好使節設置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、海外において自ら国際交流・協力プログラム(以下「プログラム」という。)を実施しようとする市民、団体を、かわさき国際友好使節(Kawasaki International Friendship Ambassador: 略称名K. I. F. A.) (以下「K. I. F. A.」という。)として認定することにより、市民主体の国際交流を推進することを目的として、K. I. F. A.に関し必要な事項を定めるものとする。

(対象者及び要件)

第2条 K. I. F. A.の対象者は、川崎市内在住、在勤及び在学者個人又は川崎市内に活動拠点を持つ団体で、海外において自ら次の各号に掲げる内容を含むプログラムを行おうとする者とする。ただし、当該プログラムが営利及び私的な目的をもっているものは除く。

- (1) 訪問都市の市民との交流
- (2) 本市のイメージアップを図るためのPR

(申請)

第3条 K. I. F. A.の認定を受けようとする者は、認定申請書(第1号様式)を当該プログラム実施日の14日前までに市長に提出しなければならない。

(認定及び認定証の交付)

第4条 市長は、前条の申請があったときは、プログラムの内容が訪問都市との友好親善及び本市のイメージアップに寄与すると認められる場合に、認定証(第2号様式)を交付するものとする。

(任期)

第5条 K. I. F. A.の任期は、プログラムを実施する期間とする。

(活動報告書の提出)

第6条 K. I. F. A.の認定を受けた者は、帰国後30日以内に活動報告書(第3号様式)を市長に提出しなくてはならない。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、K. I. F. A.に関して必要な事項は総務

企画局長が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成15年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年7月15日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月24日から施行する。

第1号様式（表）

K . I . F . A . （かわさき国際友好使節）認定申請書 年 月 日 （宛先）川崎市長 申請者 住所 氏名 （団体にあつては、名称及び代表者の氏名） 電話 次のとおり申請します。	
国際交流・協力プログラム名	
訪問国・都市名	
プログラムの実施期間 年 月 日 ～ 年 月 日	
プログラムの目的	
プログラムの内容（市民との交流計画、川崎のPRしたい点等も記入してください。）	
市長メッセージ希望の有無 ☐ 希望あり ☐ 希望なし	

- * プログラム関係資料、全体日程等を添付してください。
- * 裏面も記載してください。

第1号様式（裏）

[illegible]



K . I . F . A . 認定証

Kawasaki International Friendship Ambassador

(訪問団名称のある場合は記載)

〇〇 〇〇 様

(訪問団名称又は個人名) を、

〇〇〇市における国際交流プログラムを通じて、
両市の友好親善と川崎市のイメージアップに貢献する
「かわさき国際友好使節」に認定いたします。

認定期間

20〇〇年〇〇月〇〇日～20〇〇年〇月〇〇日

20〇〇年〇〇月〇〇日

川崎市長

〇 〇 〇 〇

第3号様式

K . I . F . A . (かわさき国際友好使節) 活動報告書

年 月 日

(宛先) 川崎市長

報告者 住所

氏名

(団体にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話

次のとおり報告します。

国際交流・協力プログラム名

訪問国・都市名

プログラムの実施期間 年 月 日 ~ 年 月 日

プログラムの実施結果 (市民との交流、川崎のPRした点等も記入してください。)

- * 帰国後30日以内に提出してください。
- * 写真他活動内容のわかる資料を添付してください。